金融機関の防犯基準に基づく対策・指導の推進について（通達乙）

〔令８．３．４　生企発第161号
本部長から部長及び参事官、所属長あて〕

（概要）

金融機関の防犯対策については、防犯基準に基づき、県警察による防犯指導、金融機関による自主的な防犯対策等を推進しており、全国的に金融機関を対象とした強盗は減少しているところであるが、令和７年中の特殊詐欺の認知件数及び被害額がいずれも過去最悪となるほか、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害が急増するなど、極めて深刻な情勢にある。また、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯についても高水準で推移しており、予断を許さない情勢にある。

引き続き、金融機関における防犯対策を推進するため、防犯基準を改定し、当該防犯基準に基づく対策・指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

○　金融機関等の防犯責任者等と連携を密にして、防犯基準に沿った対策が推進されるよう働き掛けること

○　機械警備事業者等に対し、事件等の発生時において、警察への通報と現場等での措置を迅速かつ的確に実施するよう指導すること

○　管轄署において、金融機関等の防犯責任者等と連携を密にし、防犯基準に沿った対策が効果的に推進されるよう、管轄署の防犯担当者及び関係警察官に対する指導教養の徹底を図ること

等である。